

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

附 則（平成24年5月31日西相シ第8号）
この改正規定は、平成24年6月4日から実施します。

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)

第2条 ～ 第3条 (略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(112) 付加的機能識別番号 接続	<u>電気通信番号規則の細目を定めた件 (平成9年11月17日郵政省告示574号) 第3条第1号にて定められた付加的な機能を識別する番号を用いて当社網から直接協定事業者網または、直接協定事業者網から当社網に接続する形態</u>

第2条 ～ 第3条 (略)

第29節 形態17

(網構成)

第119条 (略)

(接続方式)

第120条 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

第29節 形態17

(網構成)

第119条 (略)

(接続方式)

第120条 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

(ア) 0 + ABCDE + FGHJ
国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

(イ) 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた9桁とします。
ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ 付加的機能識別番号接続による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

(ア) 0800 + DEF + GHIK
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

(イ) 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた10桁とします。

(2) (略)

第 121 条～第 124 条 (略)

(2) (略)

第 121 条～第 124 条 (略)

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1 (略)

2. サービス番号への接続条件

(略)

(1) (2) (略)

(3) 0 A B 0 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア～ク (略)

(4) (5) (略)

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1 (略)

2. サービス番号への接続条件

(略)

(1) (2) (略)

(3) 0 A B 0 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア～ク (略)

ケ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態 1 7 での接続番号が 0 8 0 0 + D E F G H J K の当社出入接続において提供する。

(4) (5) (略)